

燕市内の飲食店等の事業継続を支援する制度を創設

－ 独自の支援策の予算案を6月議会に提案します －

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外出自粛等により、飲食店とその関連業種は売上減少が続いています。加えて県は飲食に関連する感染等が県央地域で報告されていることから、「飲食を伴う会合に関するお願い」の発信や飲食店従業員のPCR検査の実施など、ますます飲食店等を取り巻く状況は厳しさを増しています。

燕市はこれらの店舗を対象に県が実施してきた支援金制度とは別に、1店舗あたり20万円の支援金を支給する制度を創設し、飲食店・酒小売店等の事業継続を支援します。

【燕市飲食店等事業継続支援金制度の概要】

1. 支給要件と対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年4月から8月までの期間において、売上が2ヶ月連続して前年又は前々年同期比で20%以上減少している市内で事業を営む次のいずれにも該当する者

(1) 飲食店、カラオケ店及び酒小売業、酒類卸売店を営む法人又は個人であり、今後も事業を継続する意思があること

※酒小売業と酒類卸売店：飲食店との直接取引の有無は問いません。

(2) 飲食店営業許可、喫茶店営業許可、酒類卸売業免許、酒類小売業免許などを受け、かつ、その他の法令等により必要な許認可等を全て取得していること

(3) 燕市感染防止対策実践事業者登録事業「NO!!3密実践宣言書」により、感染症拡大防止対策を実施している（予定を含む）こと

(4) 市税等に未納がないこと など

2. 支給額

市内で店舗を営む事業者 1店舗につき20万円

3. 受付期間

令和3年6月21日（月）から9月30日（木）まで

4. 予算額

補正予算103,850千円

（内訳：支援金100,000千円、事務費3,850千円）

※本件補正予算案を、市議会6月定例会に提案します。



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課：高橋
電話：0256-77-8231（直通）